原単位の改善のための取組に関する状況 【2026年度提出分（2025年度実績）】※非特定事業者用

株式会社モーベルファーム
(Morvel farm Co.,Ltd)

銘柄コード	
法人番号	1400-01-118565

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	01	農業
細分類（申請事業）	0113	野菜作農業（きのこ類の栽培含む）
エネルギー管理統括者	【役職】 【氏名】	

エネルギー総使用量	38,688	GJ	998	kℓ
前年度エネルギー総使用量				kℓ
非化石エネルギー総使用量	11,829	GJ	305	kℓ
調整後温室効果ガス排出量			$t\text{-}CO_2$	

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費原単位※注（2025年度実績）		原単位分母				
	主たる事業の構成割合					%
事業者全体のエネルギー消費原単位対前年度比	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
事業者全体の5年度間平均原単位変化（%）						

※ 主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したもの。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における電気需要最適化評価原単位（2025年度実績）		原単位分母				
DR実施日数						
事業者全体の電気需要最適化評価原単位対前年度比	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
事業者全体の5年度間平均原単位変化						

【ベンチマーク指標の状況（合理化）】

ベンチマーク区分		
目指すべき水準		kℓ/t以下
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分		
目指すべき水準		kℓ/t以下
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量】

種別	合計量	
Jクレジット		t-CO2
-	-	t-CO2
-	-	t-CO2
-	-	t-CO2

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標（2030年度）	35.0%				
直近5年度間の実績値	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
					30.6
目安設定業種					
目安（2030年度）					
目標（2030年度）					
直近5年度間の実績値	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
目安設定業種	-		-		
目安（2030年度）	-				
	-				
目標（2030年度）	-				
直近5年度間の実績値	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
					-

【取組の概要：業界の事情等を考慮した取組について（定量指標）】

【取組の概要：業界の事情等を考慮した取組について（定性的事項）】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

①2019年3月の竣工時においては光源（野菜工場における太陽の役割）の全てに蛍光灯を使用しておりましたが、2021年3月より、省エネ性能に優るLED光源への転換を推進しその結果、蛍光灯使用時と比較して年間約20～25%の消費電力量の削減と1日当たり収穫量の大幅な増加を実現致しました。
②2024年度に照明制御に関する追加投資及び生産プロセスの見直しにより、2025年度の丹波篠山工場（当社メイン工場）において前年比で約3.5%の年間使用電力量の削減を実現致しました。
③本年度以降もエネルギー使用の更なる合理化を推進するための生産プロセスの改良を図ってまいります。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

①使用エネルギーは電力会社からの買電100%のため、非化石化率は電力会社の非化石化率に依存しております。
②当社が運営する野菜工場の生産プロセスは、過去の時代的背景から深夜電力を最大限利用することを前提に確立されたものとなっており、また、経済的制約からも自家発自家消費の太陽光発電設備等の導入、非化石比率の高い電気料金メニューへの転換、証書等の購入等の対応を行うことは難しい状況であるため、短期的にはより効率的なエネルギー使用に取り組んでおりますが、将来的な非化石エネルギーへの転換に向けた生産プロセスの変更を今後の重要課題として取り組んでまいります。

【取組の概要：カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄（カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について）

2. 関連リンク

	:
	:
	:

（注意事項）
・赤枠囲み欄は必須記載です。
・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。